

令和6年9月1日

感染症予防ガイドライン

福島県剣道連盟

【はじめに】

剣道は発声による飛沫によって、感染症に罹患しやすいと言われていました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、また、感染者の重症化も少なくなりましたが、感染者数は最近、再び増加しているとのことです。また剣道においては、コロナウイルスだけでなく、インフルエンザやその他の感染症の発生や感染の拡大も懸念されます。

このため、福島県剣道連盟（以下「県剣連」）では、感染症予防のために「感染症予防ガイドライン（以下、県剣連ガイドライン）」を策定いたします。

これに伴い、新型コロナ感染関連の

「稽古に関する感染予防ガイドライン」

「大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」

「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」

を廃止します。

今後は、この「県剣連ガイドライン」に沿って稽古、大会、審査会等（以下、行事）を行われるようお願いいたします。

【ガイドライン】

1 行事の参加について

(1) 以下に該当する者は行事への参加を控えること。

ア 体調がよくない場合、体調が普段と異なる場合（症状がなくても感染している場合があるため）

イ 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合

ウ 同居家族や身近な知人に感染症が疑われる者がいる場合も慎重に判断すること。

(2) 基礎疾患がある者はあらかじめ主治医の了解を得ること。

※ 留意事項

高齢者が感染した場合、重症化しやすく、死亡率も高いため、65歳以上の場合は稽古等の行事への参加について慎重な判断を行うこと。

2 行事の前の感染対策

(1) 手洗い、アルコール等による手指の除菌を行う。

(2) 更衣室を使用する場合は密集を避け、換気を行う。

(3) 床の湿式清掃もしくはモップ掛けを行う。その他にも共用のものについても、除菌を行う。

日常生活においても、手洗い、消毒、換気などの対策を心掛け、発熱や咳、倦怠感等の症状を認めた場合には、速やかに医療機関を受診することを勧めます。

3 剣道の実施にあたって

- (1) 面をつけて剣道を行う際には、飛沫の飛散防止等のため、口の部分を覆うシールドもしくは、面マスクを着用する。
- (2) 大会の審判員のマスクやシールドの着用は不要とする。
- (3) 審査会において審査実施時は、審査員・立会者・係員はマスクを着用する。休憩時間のマスク着脱は本人の任意とする。

実技試験合格者の日本剣道形の審査においては、マスクの着脱は任意とする。

- (4) 居合道・杖道においては、マスクの着脱は任意とする。
- (5) 稽古場所・会場等においては、できるだけ工業用扇風機を用いて通風・換気を行う。

4 行事の後の感染対策

- (1) 更衣室を使用する場合は密集を避け、換気を行う（複数名で外で飲食する場合も同様）。
- (2) 面マスク、使用済みのシールドの洗浄、除菌を行う。剣道着・袴・手拭いも都度、洗濯や除菌を行うことが望ましい。
- (3) 剣道具（特に面、小手）の除菌を行う。
- (4) 洗顔、手洗い、うがい、アルコール等による手指の除菌を行う。

【おわりに】

居合道、杖道においても、同様とします。

また、各組織・団体にあつては、会員構成（年齢や性別）、稽古及び場所、地域の気候等の特性に応じて、本ガイドラインを参考にしてください。

※ 通風・換気についての補足説明

通風・換気の程度は CO₂モニターでCO₂濃度をチェックすることにより判定可能；おおよそ 1,000 ppm 以下に保つことが望ましい。

以 上